資料２

（仮称）第５期茅ヶ崎市地域福祉計画・第７次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第２期重層的支援体制整備事業実施計画・第２期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画・第１期再犯防止計画の策定について

現行計画である「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン２（以下、「地域福祉プラン２」）という」は令和３年度から令和７年度までの５か年計画です。そこで、令和８年度を始期とする次期計画の策定に関し、現状及び方向性については次のとおりとします。

１　計画策定の趣旨

（１）社会福祉法改正に伴う地域福祉計画の位置付け

①　平成３０年４月施行の法改正

・地域共生社会の実現のため、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

・この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第１０６条の３）

・市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけることを明記（第１０７条）

②　令和３年４月施行の法改正

・地域福祉の推進は、“地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い一人ひとりが望む方法で 地域や社会に参加をする「共生する社会」の実現を目指すもの”として理念や方向性が明確化された（第４条の１）

・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（第６条の２）

地域共生社会とは？

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

③　法改正を踏まえた位置づけ

①、②を踏まえ、地域福祉計画を本市の福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置付けます。

また、現行計画を踏襲し、地域の身近な住民同士の見守り支え合いから、専門機関による連携支援までの包括的な相談支援体制の構築について、重点的に取り組んでいきます。

（２）茅ヶ崎市地域福祉計画と茅ヶ崎市地域福祉活動計画の一体的策定

市における地域福祉の将来あるべき姿を描き、車の両輪のような関係にある「茅ヶ崎市地域福祉計画」と「茅ヶ崎市地域福祉活動計画」（以下、「地域福祉計画等」という）は、平成２７年度に「地域福祉プラン」として一体的に策定したことで、市の地域福祉行政の運営と茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という）、住民、各種団体、ボランティアなど民間の活動をわかりやすく整理されたと考えます。

また、地域福祉計画等を一体的に策定した効果としては、市と市社協が目的や課題を共有することで相互理解と連携体制の強化が図られ、同じ方向に向かって取組を推進できたこと等が挙げられます。

地域共生社会の実現を図るためには、市と市社協・住民が合意形成を図り、協力し、役割分担をしながら地域福祉の充実に取り組む必要があることから、次期についても、地域福祉計画等を一体的に策定します。

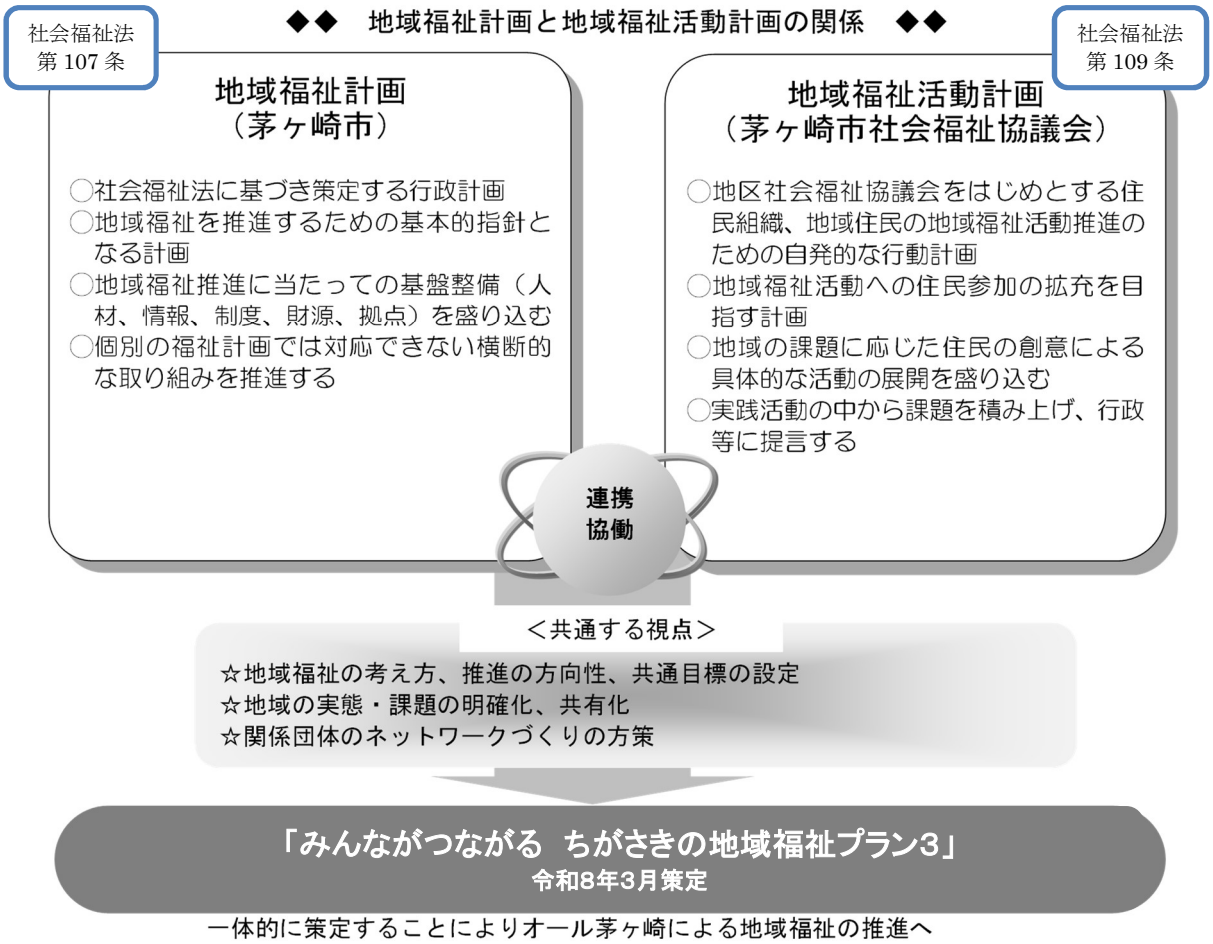

（３）包含する諸計画

地域福祉の推進に深く関連する事業であるという観点から、市が策定する必要のある次の計画を本計画内に内包することとしました。

①　重層的支援体制整備事業実施計画（新規）

令和３年４月施行の社会福祉法の改正により、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」が市町村において実施できるようになりました。

本市においても、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を行うことで、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制、並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するため、令和４年度に重層的支援体制整備事業を開始しました。

なお、本事業については地域福祉計画等の取組を進めていく上で重要な役割を果たす事業であり、事業実施においては市に実施計画を策定するよう求められていることから、重層的支援体制整備事業実施計画を「みんながつながる　ちがさきの地域福祉プラン３」に包含する形で策定することとしました。

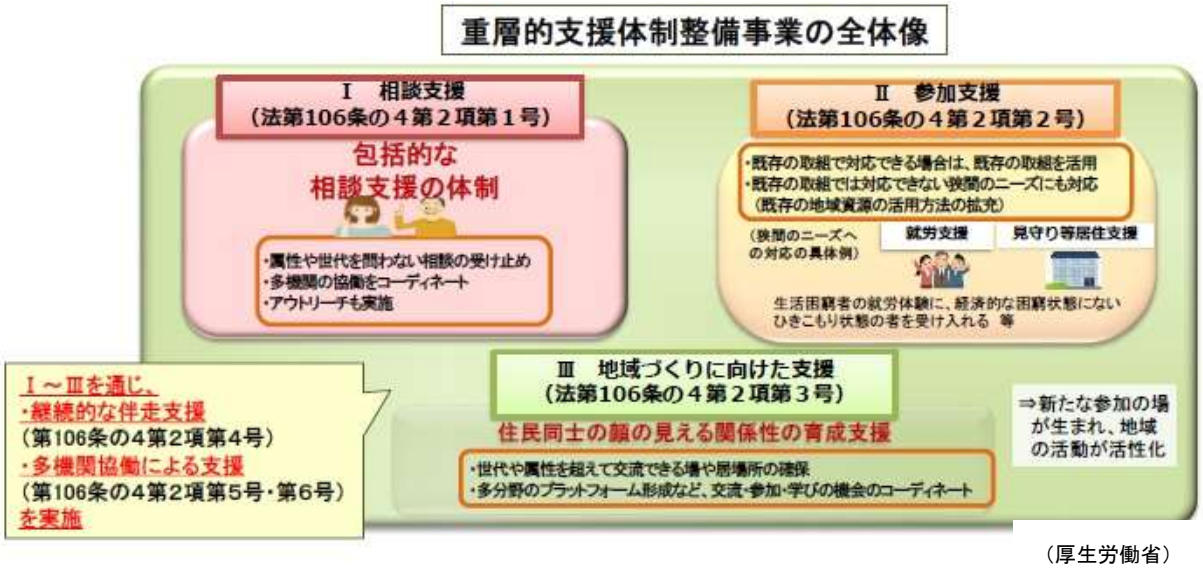

（厚生労働省）

②　成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、判断能力が不十分な人を支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていない実態を鑑み、平成２８年５月１３日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成２９年３月２４日には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。法律及び同計画では、市町村において、市町村計画の策定、審議会その他の合議制の機関の設置、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークの構築及び当該ネットワークにおいて中核的な役割を果たす中核機関の設置に努めることとされました。

本市においては、令和３年度に同計画を踏まえた「茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基

本計画」を策定し、令和５年度に中核機関を設置する中で取組を進めてきました。

成年後見制度の対象者は高齢者、障がい者等にまたがっており、地域福祉計画等が目指す地域共生社会の実現のための取り組みの１つであることから、現行計画に引き続き、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン３」に包含する形で策定します。

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度である。

家庭裁判所によって選ばれた後見人等が、本人の意思を尊重しながら、本人の権利を守るため、本人を代理しての契約等の法律行為や、本人が成年後見人等の同意を得ないで行った不利益な法律行為の取り消しを行い、本人を保護・支援する。

③ 再犯防止計画（新規）

近年、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成２８年１２月に公布・施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

また、この法律に基づき、平成２９年１２月に「第一次再犯防止推進計画」が閣議決定され、令和５年３月には、再犯防止施策の更なる推進を図るため、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されたところです。

なお、市町村においては、法律及び国・県の計画との整合を図りながら、その地域の状況に応じた再犯防止推進計画の策定及び実施に努めることとされています。

これらを踏まえ、本市においても犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、立ち直りを支え地域で共生できる社会を推進するための計画が必要であると考え、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン３」に包含する形で策定することとしました。

（３） 地域福祉プラン２からの引継ぎ

現行計画で掲げた「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくる」の理念は、５年間という期間で達成できるようなものではありません。

また、理念に基づく３つの基本目標「つながる・活動する・支え合う」は各取組の趣旨や目的を端的に表したものとして、誰もがわかりやすく、地域福祉の推進を図る上で実態に則したものであると考えます。

したがって、次期計画においても基本的には現行計画を踏襲し、社会情勢やこれまでの取組の振り返り（課題整理）をもとに、引き続き「地域福祉プラン２」の理念と基本目標達成に向けた取組の方向性を再整理するものとします。

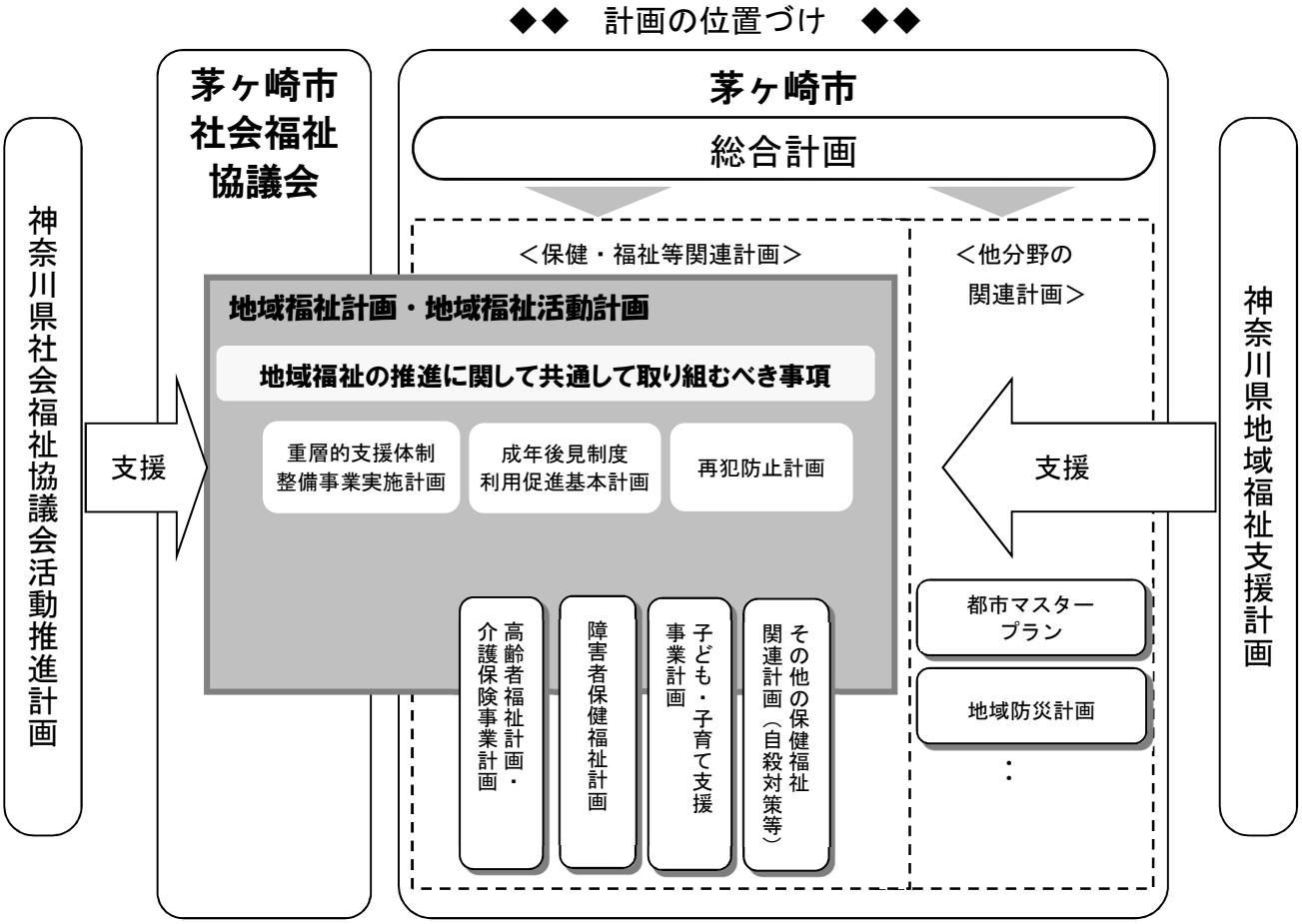

2　計画期間

総合計画の次期の実施計画と合わせ、令和８年から１２年度までの５か年とします。

	R５	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地域福祉計画	第４期地域福祉計画（令和３～７年度）			第５期茅ヶ崎市地域福祉計画（令和８～１２年度）				
地域福祉活動計画	第６次地域福祉計画（令和３～７年度）			第７次茅ヶ崎市地域福祉活動計画（令和８～１２年度）				
重層的支援体制整備事業実施計画	第１期重層的支援体制整備事業実施計画（令和４～７年度）			第２期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画（令和８～１２年度）				
成年後見制度利用促進基本計画	第１期成年後見制度利用促進基本計画（令和３～７年度）			第２期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画（令和８～１２年度）				
再犯防止計画				第１期茅ヶ崎市再犯防止計画（令和８～１２年度）				

３　策定の進め方

・市の総合計画（令和３～１２年度）に定めた将来の都市像を実現するための現行の実施計画（令和５～７年度）が「地域福祉プラン２」と同じ時期に終期を迎えます。「地域福祉プラン３」の策定にあたっては総合計画及び次期の実施計画との整合を図ります。

・地域住民をはじめ、多様な機関との連携により地域福祉が推進されるものであることに鑑み、地区懇談会や市民アンケート等で地域の意見を伺うとともに、地域福祉推進委員会や地域福祉活動計画委員会の意見を反映します。

地区懇談会…令和６年１１月～７年３月
地区社協に協力をいただきながら開催予定

市民アンケート…令和６年１０月～１１月
２０歳以上の男女から無作為抽出により２０００人を対象